

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月9日
【四半期会計期間】	第107期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社ティラド
【英訳名】	T.RAD Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嘉納 裕躬
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
【電話番号】	03（3373）1101
【事務連絡者氏名】	常務取締役 清水 国男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
【電話番号】	03（3373）1101
【事務連絡者氏名】	常務取締役 清水 国男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第107期 第3四半期連結 累計期間	第107期 第3四半期連結 会計期間	第106期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	78,441	21,852	110,737
経常利益(百万円)	1,006	794	4,013
四半期(当期)純利益又は純損失 ( ) (百万円)	504	979	2,882
純資産額(百万円)	-	29,838	34,000
総資産額(百万円)	-	73,835	80,615
1株当たり純資産額(円)	-	411.18	461.11
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は純損失金額( )(円)	6.97	13.66	39.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	35.90
自己資本比率(%)	-	39.7	41.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,059	-	4,790
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,499	-	7,101
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	831	-	2,459
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	5,164	4,661
従業員数(人)	-	3,091	3,005

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間における、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間より、TRM Corporation B.V.は追加出資により関連会社から子会社となったため、新たに連結の範囲に含めております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	3,091	(262)
---------	-------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数は当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,563
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
各種熱交換器の製造・販売事業	21,258
合計	21,258

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主に、各納入先より生産計画の提示を受け、これに基づき当社グループの生産能力を勘案して、生産計画を立て見込生産を行っております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
各種熱交換器の製造・販売事業	21,766
その他事業	85
合計	21,852

(注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期連結会計期間 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	
	販売高(百万円)	割合(%)
トヨタ自動車(株)	2,778	12.7

2 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

### (1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間の経済環境は、米国を発端とする金融不安の影響により、実体経済は急速に悪化し、世界的な不況に入っています。

このような状況のなか当社グループの売上は、国内においては、得意先の在庫調整により、自動車用、並びに建設産業機械用の熱交換器が減少となり、空調用熱交換器についても、得意先の海外への生産移管、また内製化により減少となりました。海外においては、アジアでの自動車用の熱交換器の増加はありましたが、北米での取引先減産の影響、アジアの空調用の減少、欧州での自動車及び建設産業用の減少により減少となりました。この結果、連結売上高は前年同期比でマイナスとなりました。

利益面につきましては、親会社単体では売上の大幅な減少による利益の減少、今年度より適用された棚卸資産の低価法の影響、及び投資有価証券評価損の発生などあり減益となりました。海外子会社においても、売上の減少の影響と、欧州・アジア子会社の新製品の生産準備のための先行コスト発生により減益となりました。この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は21,852百万円、営業損失は363百万円、経常損失は794百万円、四半期純損失は979百万円となりました。

当社グループの主要セグメントである、各種熱交換器の製造・販売事業における用途別製品販売の概況は以下のとおりです。

#### 自動車用

親会社単体においては、得意先の在庫調整により、大幅に減少となりました。海外においては、アジア子会社において小型車の生産が増加となりましたが、北米においてはSUV車の不振などにより大幅に減少し、欧州でも減少しました。この結果、自動車用熱交換器の売上高は11,453百万円となりました。

#### 建設産業用

親会社単体においては、都市型建機のミニショベル用、また、鉱山向けを中心とする大型建機も減少となりました。海外においては、中国において現地生産を開始し増加しましたが、北米・欧州では減少となりました。この結果、建設産業機械用熱交換器の売上高は7,049百万円となりました。

#### 空調用

親会社単体においては、得意先の国内生産撤退により減少しており、中国・欧州子会社においても、生産は減少となりました。この結果、空調機器用熱交換器の売上高は2,390百万円となりました。

#### その他

その他用の売上高は873百万円となりました。

なお、その他事業セグメントにつきましては、85百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

本国は、売上の大幅な減少に伴う利益減少に加え、今年度より適用された棚卸資産の低価法の影響などにより、売上高は16,224百万円となり、営業損失は246百万円となりました。

北米地域は、自動車用・建設産業用熱交換器の売上減少により、売上高は2,863百万円となりましたが、営業損失は56百万円となりました。

欧州地域は、自動車用・空調用・建設産業用熱交換器の減少により、売上高は784百万円となり、営業損失は、売上の減少と、チェコ子会社での新製品生産準備のためのコスト増加の影響もあり、79百万円となりました。

アジア地域は、タイ・中国子会社の空調用熱交換器の売上減少などあり、売上高は1,980百万円となり、営業損失は13百万円となりました。

( 2 ) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金および現金同等物は、前四半期連結会計期間末比37百万円増加し、5,164百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、2,523百万円の増加となりました。これは、賞与引当金の764百万円の減少はありましたが、売上債権・仕入債務・たな卸資産の増減による2,691百万円の運転資金の増加や、減価償却費1,154百万円などの増加が、減少を上回ったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,602百万円の減少となりました。これは、主に有形固定資産の取得で1,384百万円減少したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、740百万円の減少となりました。これは、主に自己株式の取得による300百万円、配当金支払による218百万円の減少によるものです。

( 3 ) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

( 4 ) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、639百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	74,777,392	74,777,392	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 1,000株
計	74,777,392	74,777,392	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。



(2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	477個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	477,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 574円(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 574円 資本組入額 287円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき(時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）	
新株予約権の数	408個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	408,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 535円（注）3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 535円 資本組入額 268円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づき発行した新株予約権は、以下の通りであります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）	
新株予約権の数	350個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	350,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 481円（注）3
新株予約権の行使期間	平成20年7月4日～ 平成23年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 481円 資本組入額 241円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）	
新株予約権の数	385個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	385,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 723円（注）3
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～ 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 723円 資本組入額 362円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）	
新株予約権の数	411個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	411,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 552円（注）3
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～ 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 552円 資本組入額 276円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

( 3 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	74,777,392	-	7,245	-	5,905

( 5 ) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
ん。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,986,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,229,000	72,229	単元株式数 1,000株
単元未満株式	普通株式 562,392	-	-
発行済株式総数	74,777,392	-	-
総株主の議決権	-	72,229	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権の数4個)含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3-25-3	1,986,000	-	1,986,000	2.65
計	-	1,986,000	-	1,986,000	2.65

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	563	574	554	569	540	549	485	210	176
最低(円)	499	468	496	530	478	469	145	150	128

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,295	3,998
受取手形及び売掛金	3 25,460	3 27,969
有価証券	123	1,101
製品	2,464	1,930
半製品	257	248
原材料	3,949	4,468
仕掛品	518	1,052
その他	3,430	4,103
貸倒引当金	50	37
流動資産合計	41,448	44,834
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 5,231	1 5,562
機械装置及び運搬具(純額)	1 10,262	1 10,933
その他(純額)	1 7,104	1 6,033
有形固定資産合計	22,598	22,529
無形固定資産		
のれん	195	269
その他	352	368
無形固定資産合計	548	637
投資その他の資産		
投資有価証券	7,849	11,111
その他	1,413	1,552
貸倒引当金	23	51
投資その他の資産合計	9,240	12,612
固定資産合計	32,386	35,780
資産合計	73,835	80,615
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,705	16,963
短期借入金	17,183	13,703
1年内償還予定の社債	-	4,000
未払法人税等	111	976
賞与引当金	548	1,263
役員賞与引当金	-	60
製品保証引当金	205	212
その他	4,555	3,808
流動負債合計	39,309	40,987

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,585	1,688
退職給付引当金	412	572
役員退職慰労引当金	6	11
負ののれん	44	46
その他	2,638	3,308
<b>固定負債合計</b>	<b>4,687</b>	<b>5,627</b>
<b>負債合計</b>	<b>43,996</b>	<b>46,615</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	7,245	7,245
資本剰余金	6,077	6,075
利益剰余金	18,423	19,510
自己株式	1,118	828
<b>株主資本合計</b>	<b>30,628</b>	<b>32,004</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	856	949
繰延ヘッジ損益	135	106
為替換算調整勘定	357	703
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1,349</b>	<b>1,545</b>
<b>新株予約権</b>	<b>102</b>	<b>63</b>
<b>少数株主持分</b>	<b>457</b>	<b>385</b>
<b>純資産合計</b>	<b>29,838</b>	<b>34,000</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>73,835</b>	<b>80,615</b>

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	78,441
売上原価	72,158
売上総利益	6,283
販売費及び一般管理費	
荷造及び発送費	1,022
製品保証引当金繰入額	91
給料及び手当	1,057
賞与引当金繰入額	114
退職給付引当金繰入額	55
福利厚生費	633
研究開発費	877
その他	1,459
販売費及び一般管理費合計	5,312
営業利益	971
営業外収益	
受取利息	58
受取配当金	172
持分法による投資利益	327
その他	218
営業外収益合計	776
営業外費用	
投資有価証券評価損	255
支払利息	341
為替差損	108
その他	35
営業外費用合計	741
経常利益	1,006
特別利益	
固定資産売却益	4
抱合せ株式消滅差益	2
特別利益合計	6
特別損失	
固定資産売却損	15
固定資産除却損	108
投資有価証券評価損	790
特別退職金	50
特別損失合計	964
税金等調整前四半期純利益	48
法人税、住民税及び事業税	300
法人税等還付税額	146
法人税等調整額	362
法人税等合計	516
少数株主利益	36
四半期純損失 ( )	504

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	21,852
売上原価	20,665
売上総利益	1,186
販売費及び一般管理費	
荷造及び発送費	294
製品保証引当金繰入額	60
給料及び手当	223
賞与引当金繰入額	114
退職給付引当金繰入額	18
福利厚生費	146
研究開発費	276
その他	415
販売費及び一般管理費合計	1,550
営業損失( )	363
営業外収益	
受取利息	7
受取配当金	66
持分法による投資利益	43
その他	35
営業外収益合計	153
営業外費用	
投資有価証券評価損	222
支払利息	110
為替差損	251
その他	0
営業外費用合計	584
経常損失( )	794
特別利益	
固定資産売却益	2
役員賞与引当金戻入益	21
特別利益合計	23
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	44
投資有価証券評価損	221
特別損失合計	266
税金等調整前四半期純損失( )	1,037
法人税、住民税及び事業税	41
法人税等還付税額	146
法人税等調整額	49
法人税等合計	55
少数株主損失( )	2
四半期純損失( )	979

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	48
減価償却費	3,283
のれん償却額	42
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5
退職給付引当金の増減額(は減少)	135
貸倒引当金の増減額(は減少)	2
賞与引当金の増減額(は減少)	714
役員賞与引当金の増減額(は減少)	60
製品保証引当金の増減額(は減少)	1
受取利息及び受取配当金	221
支払利息	341
持分法による投資損益(は益)	327
有形固定資産除却損	108
有形固定資産売却損益(は益)	11
売上債権の増減額(は増加)	1,959
たな卸資産の増減額(は増加)	96
仕入債務の増減額(は減少)	277
有価証券売却損益(は益)	58
有価証券評価損益(は益)	1,046
その他の流動資産の増減額(は増加)	539
その他の流動負債の増減額(は減少)	275
その他	397
小計	6,107
利息及び配当金の受取額	297
利息の支払額	344
法人税等の支払額	1,001
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,059
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	92
有価証券の売却による収入	216
有形固定資産の取得による支出	3,503
有形固定資産の売却による収入	112
投資有価証券の取得による支出	554
投資有価証券の売却による収入	101
その他	220
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,499

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	4,290
長期借入れによる収入	10
長期借入金の返済による支出	187
社債の償還による支出	4,000
少数株主からの払込みによる収入	49
自己株式の取得による支出	308
自己株式の売却による収入	19
配当金の支払額	582
少数株主への配当金の支払額	2
その他	119
財務活動によるキャッシュ・フロー	831
現金及び現金同等物に係る換算差額	240
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	488
現金及び現金同等物の期首残高	4,661
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	14
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,164

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間よりPT.T.RAD INDONESIAを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 また、当第3四半期連結会計期間より、TRM Corporation B.V.は追加出資により関連会社から子会社となったため、新たに連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 10社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より TRM Corporation B.V.を新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。 また、当第3四半期連結会計期間より、TRM Corporation B.V.は追加出資により、持分法適用の範囲を除外し、新たに連結の範囲に含めております。 変更後の持分法適用関連会社の数 6社</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更            たな卸資産            通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。            これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は207百万円減少、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ210百万円減少しております。            なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用            第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。            これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は8百万円増加、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。            なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>



【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の継続適用) 機械装置については、法人税法の改正により法定の耐用年数は変更されましたが、合理的な経済的耐用年数を再検討した結果、従来の耐用年数を引き続き適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">45,175百万円</div>	1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">43,548百万円</div>
2 偶発債務 関連会社の金融機関からの借入に対する債務保証  青島東洋熱交換器有限公司 186百万円	2 偶発債務 関連会社の金融機関からの借入に対する債務保証
3 手形割引及び裏書譲渡は、次のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 206百万円	3 手形割引及び裏書譲渡は、次のとおりであります。 受取手形割引高 940百万円 受取手形裏書譲渡高 546百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成20年12月31日現在)</div>
百万円
現金及び預金 5,295
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 137
MMF 6
現金及び現金同等物 <u>5,164</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 74,777千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,569千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	内訳	当第3四半期連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成18年新株予約権	38
	平成19年新株予約権	51
	平成20年新株予約権	12
合計		102

(注) 1 平成18年の新株予約権は、権利行使可能なものです。

2 平成19年の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 平成20年の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	363	5	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金
平成20年11月4日 取締役会	普通株式	218	3	平成20年9月30日	平成20年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「各種熱交換器の製造・販売事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	16,224	2,863	784	1,980	21,852	-	21,852
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	714	10	7	65	797	(797)	-
計	16,938	2,874	791	2,045	22,650	(797)	21,852
営業利益又は営業損失( )	246	56	79	13	395	( 32)	363

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	53,442	10,068	5,356	9,574	78,441	-	78,441
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,870	56	108	280	3,316	(3,316)	-
計	56,313	10,124	5,465	9,855	81,758	(3,316)	78,441
営業利益又は営業損失( )	329	14	92	696	947	( 23)	971

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本国以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....米国
- (2) 欧州.....イタリア、チェコ
- (3) アジア.....タイ、中国

3 会計方針の変更

( 棚卸資産の評価に関する会計基準 )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失が、本国で215百万円増加しております。

( 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い )

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業損失が、欧州で8百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	2,809	864	2,119	150	5,943
連結売上高（百万円）					21,852
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.9	4.0	9.7	0.7	27.2

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	9,867	6,692	10,225	362	27,148
連結売上高（百万円）					78,441
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	12.6	8.5	13.0	0.5	34.6

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....ベルギー、フランス、英国、イタリア、チェコ、ドイツ

(3) アジア.....インド、タイ、中国

(4) その他.....アフリカ、南米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 時価のある有価証券

その他有価証券

区分	取得原価（百万円）	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
株式	4,965	4,343	622
債券	1,492	739	752
その他	977	729	248
計	7,435	5,812	1,623

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

対象物の種類が複合金融商品関連であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	他社株転換社債等	1,287	535	751
	合計	1,287	535	751

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	411.18円	1 株当たり純資産額	461.11円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額 ( ) 等

当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)		当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純損失 ( )	6.97円	1 株当たり四半期純損失 ( )	13.66円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 ( )		
四半期純損失 ( ) (百万円)	504	979
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 ( ) (百万円)	504	979
期中平均株式数 (千株)	72,436	71,735

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成20年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....218百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年12月2日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月5日

株式会社ティラド  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 櫓 孝 次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 岡 喜 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティラドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティラド及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。